

ID: 158

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市草地条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第124号		
【根拠条文】 (使用料) 第7条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 市長は、災害等特別の理由がある場合は、使用料の一部を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日